

令和7年度やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務委託に係る質問に対する回答

番号	質問箇所	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書 P3 3の(1)の①	「やまなし縁結び応援センター」の設置要件	①センターの設置、運営に関して、常設および職員の常勤とするが、相談等の受付に際して、1次受付にアバター等を利用し、職員に取り次ぐ形式でも問題ないか。 ②もしくは、完全予約制の様な形式を取り対応を図ることでも問題ないか。	①結婚を希望する県民やその御家族からの相談に効率的に対応できる体制に資するのであれば可能です。企画提案書において効果と併せてご提案ください。 ②完全予約制は想定していません。ただし、仕様書に定める開所日数、開所時間を確保した上で、例えばセンターの開所日に完全予約制で相談対応を実施することや、遠方への出張相談会等を完全予約制で実施するなどの独自提案は可能です。企画提案書において効果と併せてご提案ください。なお、完全予約制で実施した当該相談対応については、実施内容に応じて、開所日数や開所時間への充当について協議を行うことができるものとします。
2	仕様書 P3 3の(1)の①	「やまなし縁結び応援センター」の設置要件	センターの運営に関してセンター職員（専任ではない）を1名は常勤とするが、1名について固定せず、複数名の職員をローテーションで回す形式でも問題ないか。	センター職員1名以上について、複数名の職員を常勤換算1名以上となるようにローテーションを組んで配置することは、結婚を希望する県民やその御家族からの相談に効率的に対応できる体制に資するのであれば可能です。企画提案書において効果と併せてご提案ください。 なお、センターの開所時間中は結婚支援を行う職員を常時1名以上配置する必要があります。
3	仕様書 P5 3の(3)の① 仕様書 P7 3の(4)の②	セミナー等の開催要件	従業員の結婚応援の参考となるセミナーや結婚支援者向けスキルアップセミナー等のセミナーイベントに関して、類似する内容をまとめ1回での開催等集約しても問題ないか。 例： 1部で少子化の現状や企業・団体等に求められる取り組みや事例など、 2部で結婚支援のあり方、結婚を希望する若者やその家族の関わり方等の2部構成で開催する。	対象者が参加しやすいよう創意工夫を行った上で、より効果的な取組となるのであれば可能です。企画提案書において効果と併せてご提案ください。
4	仕様書 P4 3の(2) 仕様書 P5 3の(3) 仕様書 P7 3の(4) 仕様書 P8 3の(5)及び(6)	各種会議、セミナー、イベント等の開催要件	①各種セミナーやイベントの開催にあたり、開催会場についての山梨県の施設（防災新館や県庁内の会議室等）を利用させていただくことは可能か。 ②また、その場合、賃料等を優遇してもらうことは可能か。	①各種セミナー等の開催場所については、対象者が参加しやすいよう駐車場等が十分に確保されている会場が望ましいですが、内容等により山梨県庁内の会議室でも効果的な開催が可能なものであれば、利用は可能です。企画提案書において効果と併せてご提案ください。 ②防災新館の会議室や県庁内の会議室で、使用料が発生しない会議室の場合は、使用料は請求しません。ただし、通常使用料が発生する会議室等（オープンスクエア等）を使用する場合は、県庁内の会場であっても使用料等の減免はありません。その他の県立施設においても同様です。
5	仕様書 P3 3の(1)の①	「やまなし縁結び応援センター」の設置要件	①センターの設置場所については、賃貸物件（アパートやマンション、一軒家）、ショッピングモールのような商業施設や雑居ビルなどで推奨される場所やNGな場所はあるか。 ②センター設置に当たり家賃については条件や上限金額などはあるか。仕様書より委託料の範囲内であれば特段条件はないと考えてよいか。	①建築基準法等の各種関係法令に適合し（既存不適格建築物を含む。）、仕様書に定めた要件を満たす建物であれば、特に指定はありませんが、センター内に相談スペースを設ける場合は、交通至便な場所への設置を想定しています。また、県民に対して、公序良俗に反した施設と誤解を与えかねない外観や県の委託事業であることの真正性に疑念を与えかねない外観の建物はふさわしくありません。 ②ご認識のとおりですが、不動産の価値に対して著しく高額な賃料の物件はふさわしくありません。また、提案者や提案者の関連法人、役員及びその親族が所有等する物件にセンターを設置する場合は、不動産の価値に見合った賃料が設定されており、かつ近隣の同条件の不動産と比して著しく高額な賃料が設定されていないと客観的に判断できる物件である必要があります。